

平成27年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年6月3日(水) 午後2時00分～午後2時30分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 青山克己委員、高桑峯夫委員、柴田恵子委員、坪井玲子委員(以上学識経験者)、水野 晃委員、安藤春一委員、大口司郎委員、岩村みゆき委員(以上町会議員)、愛知県尾張県民事務所長相場知己委員、愛知県西枇杷島警察署長本田俊彦委員(代理出席:愛知県西枇杷島警察交通課長堀田知平委員)
(欠席)小坂芳則委員(学識経験者)
(豊山町)鈴木町長、長谷川部長、長江産業建設部参事、堀尾課長、櫻井課長、早川係長、高木係長、井上主事
- 4 議 題 (1)会長の選任について
(2)会長代理の指名について
- 5 報告事項 (1)名古屋空港周辺林先地区計画の変更手続きについて
- 6 会議資料 (1)『名古屋空港周辺林先地区計画』の変更手続きについて(資料No. 1)
(2)豊山町都市計画審議会委員名簿(参考資料No. 1)
(3)豊山町都市計画審議会経過及び審議概要(参考資料No. 2)
(4)下水道事業(参考資料No. 3)
- 7 議事内容

(開 会)

司会(高木): 大変お待たせいたしました。ただ今より、平成27年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いにつきましては、「議事録の作成に関する指針」により、審議会ごとに議事録を作成することになっております。取扱いにつきましては、審議会で取り決めていただくこととなりますが、後ほど会長選出後に当審議会で取り決めていただきますので、よろしく願いいたします。

司 会: それでは、町長から一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 皆様こんにちは。

本日は、第1回豊山町都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日は、議題ということではございませんが、名古屋空港周辺林先地区計画の変更について、今年度、都市計画決定を予定しておりますので、計画変更の背景や今後の手続き等につきまして、ご報告をさせていただきます。

その他事項としまして、下水道事業の進捗状況と今後の予定についてご報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

司 会： ありがとうございます。ここで、当審議会委員に異動があり、また平成27年度第1回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料No.1「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は成立しています。

(議題)

司 会： それでは会議次第に従いまして進めさせていただきます。(1)会長選出について、豊山町都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いします。

高桑委員： 過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな「青山克己」さんをお願いしたいと思います。

委 員： (異議なし)

司 会： それでは、青山委員、会長席をお願いします。

(会長あいさつ)

会 長： 改めましてこんにちは。ただいま皆様方よりご推挙いただきまして豊山町都市計画審議会の会長に就任いたしました青山でございます。

この都市計画審議会は、豊山町の将来を左右する重要な事項について、審議し、町長に答申していく機会であると認識しています。

会長として、行政の改善、発展のため努力して参りますので、委員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、これをもちまして会長就任のあいさつとさせていただきます。

会 長： これより私が議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、(2)会長代理について、豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、私より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、「高桑峯夫」さんを指名いたします。

委 員： (異議なし)

会 長： 「高桑」さんに会長代理が決まりました。

(会長代理あいさつ)

会長代理： 皆さんこんにちは。

ただいま青山会長より会長代理にご指名いただきました「高桑」でございます。

会長と協力して豊山町都市計画審議会が円滑に運営できるよう務めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

(議事)

会 長： この会議の持ち方ですが、この会議は原則公開という形で行っていきたいと思います。冒頭、事務局より話がありました議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」で行いたいと思います。

委 員： (異議なし)

会 長： 一部委員の皆様の交代もありましたので「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明をお願いします。

(参考資料No.2：審議経過と審議概要について説明)

事務局（堀尾）： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに47回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、線引き見直し、これは市街化区域と市街化調整区域の見直しを始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告をさせていただいております。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

(質疑なし)

(報告事項)

会 長： それでは、次第の4 「報告事項」に入ります。

(1)「名古屋空港周辺林先地区計画の変更手続きについて」事務局より説明をお願いします。

(報告事項の説明)

事務局（長江）： 資料No.1「名古屋空港周辺林先地区計画の変更手続きについて」ご説明いたします。

資料No.1をご覧ください。はじめに、今回の「背景」からご説明いたします。

名古屋空港周辺林先地区計画は、平成18年11月17日に町決定した約10.4haの地区です。

この地区は、旧名古屋空港の時代は国際線旅客ターミナルを中心とした基幹施設地区として年間約400万人の旅客で賑わっていました。平成17年2月17日の中部国際空港（セントレア）開港と同時に開港した県営名古屋空港では空港区域外に位置付けられたことにより、土地等は国から民間に売却され、都市基盤が整い大規模集客施設が立地しました。

このことから、平成22年12月24日に「近隣商業地域」として市街化編入し、建築物等の用途の制限も変更しました。

平成23年12月22日に、既存工場を含む空港周辺地区が『アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区』の指定を受け、「航空宇宙産業」を育成・振興することとしています。こうした中、MRJ量産工場や点在する既存施設等と連携する「拠点施設」を愛知県が建設することが発表されたところです。

愛知県が拠点施設の建設を予定している区域は、本地区内において地区施設の「緑地」に位置付けされていることから、拠点施設として活用するためには、「緑地の変更」が必要となります。

地区計画の決定権者は市町村であり、愛知県の計画を推進するには、豊山町が地区計画を変更することが求められています。

次に「今後の主な都市計画決定の手続き」について、説明いたします。

主だったものをお示ししています。今後、都市計画の原案の作成にあたり、広く住民及び利害関係人の意見を反映させるための説明会を7月下旬に予定しております。その後、説明会で出された意見、県及び関係機関との協議・調整を経て、都市計画の原案を作成します。

この原案をもって、都市計画法第16条に基づいて制定した町条例に基づく縦覧を予定しております。この縦覧により、区域内に土地の所有権を有する方々から意見を聞きます。

その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を行います。

説明会並びに2回の縦覧を経て、取りまとめた都市計画の案を決定するための豊山町の都市計画審議会を11月下旬頃に予定させていただきます。

都市計画審議会の議を経た後、都市計画の決定告示を行います。この決定告示が、12月下旬頃に予定しております。

繰り返しになりますが、愛知県が建設を予定している拠点施設の事業計画を念頭に手続きを進めるとした場合、この地区計画の決定告示は平成27年12月中に行うことが望まれています。

若干のスケジュール変更はあると思われませんが、概ねこの内容で進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、11月下旬頃に都市計画審議会を予定させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、資料No.1「名古屋空港周辺林先地区計画の変更手続きについて」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はございますか。

大口委員： 名古屋空港周辺林先地区計画で決定した約10.4haとは、写真の中の赤い枠で囲まれている部分でよろしいでしょうか。それとも、その一部分でしょうか。

事務局（長江）： 10.4haは赤で囲まれた全体のエリアです。

大口委員： 以前に地区計画をされた場所でしょうか。

事務局（長江）： 地区計画の変更手続きでございます。

大口委員： 面積が増えたということですか。

事務局（長江）： 面積の変更はございません。今回はあくまでも、地区施設としての緑地の変更であります。

(その他)

会 長： 続きまして、次第の5 「その他」に入ります。
事務局より説明をお願いします。

(参考資料No.3：下水道事業について説明)

事務局（早川）： 下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

平成22年度にご審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画等に合わせて計画区域の見直しを行い、399.7haに変更しております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区90haを整備することで事業認可を受け、平成18年4月に55.8haを追加する事業認可の変更を行いました。事業認可区域内の整備が進捗してきましたので、平成23年5月に45.0haを追加する事業認可の変更を行いました。

平成28年度には事業認可区域内の整備が完了する予定ですので、今年度認可区域を追加するための検討を行い、申請を行う予定をしております。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在は黄色で着色してあります区域172.6haについて供用しております。

また、緑色で着色してあります区域9.6haについては、今年度整備をいたしますが、この区域は平成27年度末に供用開始する予定です。

今後は、赤色で着色してあります区域8.6haについて、平成28年度末の整備完了を目指し進めるとともに、未普及地域を解消するため鋭意整備を進めてまいります。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

高桑委員： 平成28年度中に下水道事業は全て完了するのでしょうか。

事務局（早川）： 着色してあります区域が平成28年度中に完了するものです。事業認可をいただいているのが、着色してある地域です。今年度中に28年度以降、29年度からの整備区域を定めて、事業認可を得て順次進めていきたいと考えて

おります。

高桑委員： 最終的には、だいたい何十年に完了する予定でしょうか。

事務局（早川）： 財政計画上立てている整備計画では平成52年くらいとなっています。国の方から早期整備を求められており、今年度、業務を発注して、計画の見直しを進めておりますので、もう少し早くできると考えております。

会 長： 質問が終わったようですが、この機会に委員の皆様何かございませんか。事務局から何かありますか。特にないようですので、それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。

司 会： 会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶させていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。本日、ご報告させていただきました事案につきましては、精力的に進めて参りますので、今後とも審議会の運営について、よろしくご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成27年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成27年6月17日

会 長 青 山 克 己

署名人 高 桑 峯 夫